

ラーニング・コモンズ管理運営に関する取扱い

同志社大学ラーニング・コモンズ利用要領第10条に基づき、次のとおり定める。

1. 掲示等に関する取扱い

(1) ラーニング・コモンズ掲示板（良心館2階、3階及びラーネット記念図書館1階）に掲示できる内容は以下のとおりとする。

- ・ラーニング・コモンズの運営に関する周知。
- ・「ラーニング・コモンズ利用申請書」の提出により利用が認められた催しのうち、学部・研究科横断的に広く学生の参加を募るものに関する周知。
- ・同志社大学、又は同志社大学内の事務・教学組織が主催・共催・後援するものに関する周知。
- ・学校法人同志社が主催・共催・後援するものに関する周知。
- ・その他、学習支援・教育開発センター所長が認めたもの。

(2) デジタルサイネージに掲載できる内容は以下のとおりとする。掲載期間、表示時間等については、全体のバランスを考慮し、学習支援・教育開発センター所長が判断する。なお、動画については最長15秒までとする。

- ・ラーニング・コモンズの運営に関する周知。
- ・「ラーニング・コモンズ利用申請書」の提出により利用が認められた催しのうち、学部・研究科横断的に広く学生の参加を募るものに関する周知。
- ・同志社大学、又は同志社大学内の事務・教学組織が主催・共催・後援するものに関する周知。
- ・学校法人同志社が主催・共催・後援するものに関する周知。
- ・その他、学習支援・教育開発センター所長が認めたもの。

(3) ラーニング・コモンズホームページに掲載できる内容は以下のとおりとする。

- ・ラーニング・コモンズの運営に関する周知。
- ・「ラーニング・コモンズ利用申請書」の提出により利用が認められた催しのうち、学部・研究科横断的に広く学生の参加を募るものに関する周知。
- ・その他、学習支援・教育開発センター所長が認めたもの。

2. 飲食に関する取扱い

原則として以下のとおりとする。

(1)

【今出川校地】 良心館ラーニング・コモンズの2階は飲食可、3階は飲用のみ可とする。

新創館アカデミックプラザは飲食可とする。

【京田辺校地】 飲食可とする。

(2) 持込可の飲食物は以下のとおりとする。

飲み物：水筒、ペットボトル、蓋付き容器に入ったもの。ただし、転倒時に汚損が発生するようなものを除く。

食べ物：菓子類のみ。

3. 学外者を含んだ利用に関する取扱い

ラーニング・コモンズの利用者は同志社大学ラーニング・コモンズ利用要領第3条のとおりとするが、以下に該当する場合は、同条第3号に定める機構長が認めた者として、学外者の利用を認めれる。

- (1) 同志社大学の専任教職員が責任者として同席する勉強会・セミナー等に参加する学外者
- (2) ラーニング・コモンズで開催される勉強会、セミナー等の講師や指導者である学外者

4. エリア・機器類の予約、貸出に関する取扱い

- (1) エリアの予約は以下のとおりとする。なお、同一利用者（同一部課）が保持できる予約は①②を合わせて1日あたり1件、合計3件までとする。

①プレゼンテーションコート、ワークショッフルーム1・2、グループワークエリア、アカデミックプラザ（新創館）

- ・利用希望者は所定の「ラーニング・コモンズ 利用申請書」に必要事項を記入のうえ、利用日の1週間前までにラーニング・コモンズまたはアカデミックプラザの受付（インフォメーションカウンター）に提出する。
- ・予約時間は必要最小限とし、原則としてイベント等開催時間に前後各30分を加えた時間を上限とする。
- ・利用申請書の内容を学習支援・教育開発センターで確認のうえ貸出しの可否を決定する。

②インフォダイナー、グループスタディルーム（良心館）

- ・予約は、2週間前よりラーニング・コモンズインフォメーションカウンターで受付ける。
- ・1件の予約は2時間を上限とする。2時間を超える利用を希望する場合は、利用終了後にエリアが空いていれば追加の予約を受付ける。
- ・予約時間開始から15分経過しても利用がない場合、自動的にキャンセルとする。

- (2) 利用者は、設備・機器を亡失、汚損、破損、又はき損した場合、速やかに学習支援・教育開発センターに届け出なければならない。なお、その損害の全部又は一部について賠償を求める場合がある。

以上